

三井住友信託銀行株式会社が実施する 株式会社ニッスイに対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が株式会社ニッスイに実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が株式会社ニッスイ（ニッスイ）に実施するポジティブ・インパクト評価（本PI評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定したPIF原則及び資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性について確認を行った。なお、本第三者意見は2023年3月31日付の本PI評価を対象としており、有効期限は本PI評価に準じる。

(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト

ニッスイは、1911年に田村市郎氏が田村汽船漁業部を下関で設立しトロール漁業経営を開始したことを起源としている。以降、M&Aや事業再編等を経て、漁業に加え養殖や加工食品の製造販売等、ビジネス領域を拡大し成長している。また、1990年頃から水産物由来の化成品（EPA等）を用いた医薬品原料の生産供給や、健康食品を展開。現在（2023年3月）は世界28ヶ国にグループ会社88社を構え、水産資源をコアとするグローバルなバリューチェーンを通じた“食”を提供する総合食品企業である。

ニッスイは2022年4月に2022年度から2024年度の3年間を対象とした中期経営計画を公表すると同時に、新経営理念体系と2030年長期ビジョン（Good Foods 2030）を掲げている。同社は、2030年長期ビジョンの中で掲げた「人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー」の実現に向け、社長を委員長、執行役員と社外取締役を委員、事務局をサステナビリティ推進部とする社長直轄のサステナビリティ委員会を設置している。同社は、2016年にサステナビリティに関するマテリアリティを特定し、2022年には2030年長期ビジョンの公表と同時に、マテリアリティの中でも特に重視している項目を「重点テーマ」として特定し、2030年度における定量目標について見直しを実施するなどサステナビリティ活動を加速させている。

本PI評価では、ニッスイの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。ニッスイのサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「①健康課題の解決」、「②持続可能な

調達」、「③気候変動への対応と海洋環境の保全」、「④多様な人財の活躍」の4項目のインパクトが選定され、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト4項目はいずれもニッセイのマテリアリティに係るものであり、インパクト①は健康領域商品の拡大を通じた健康的な生活への貢献、インパクト②は持続可能な調達、サプライヤーアセスメントを通じた持続可能な水産資源の利用及び調達の推進、インパクト③は CO₂ 排出量、プラスチック、フードロスの削減を通じた気候変動への対応と環境保全、インパクト④は従業員エンゲージメント向上、ダイバーシティ&インクルージョン推進を通じた多様な人財の活躍に係るインパクトである。今後、これら4項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価における包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・倍率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びニッセイのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標 (SDGs) に係る三側面 (環境・社会・経済) を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析 (インパクトの特定・評価・モニタリング) が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにニッセイに対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社の株式会社ニッセイに対する
ポジティブ・インパクト評価

2023年3月31日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. 本 PI 評価の合理性等について	- 6 -
1. ニッセイのサステナビリティ活動の概要	- 6 -
1-1. 事業概要	- 6 -
1-2. サステナビリティに関する実績	- 6 -
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法	- 9 -
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 13 -
2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要	- 13 -
2-2. JCR による評価	- 16 -
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 18 -
3-1. KPI 設定の概要	- 18 -
3-2. JCR による評価	- 38 -
4. モニタリング方針の適切性評価	- 43 -
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	- 43 -
IV. PIF 原則に対する準拠性について	- 44 -
1. 原則 1 定義	- 44 -
2. 原則 2 フレームワーク	- 45 -
3. 原則 3 透明性	- 46 -
4. 原則 4 評価	- 47 -
V. 結論	- 47 -

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が株式会社ニッスイ（ニッスイ）に実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性について確認を行った。なお、本第三者意見は 2023 年 3 月 16 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

ニッスイは、1911 年に田村市郎氏が田村汽船漁業部を下関で設立しトロール漁業経営を開始したことを起源としている。以降、M&A や事業再編等を経て、漁業に加え養殖や加工食品の製造販売等、ビジネス領域を拡大し成長している。また、1990 年頃から水産物由来の化成品（EPA 等）を用いた医薬品原料の生産供給や、健康食品を展開。現在（2023 年 3 月）は世界 28 ヶ国にグループ会社 88 社を構え、水産資源をコアとするグローバルなバリューチェーンを通じた“食”を提供する総合食品企業である。

ニッスイは 2022 年 4 月に 2022 年度から 2024 年度の 3 年間を対象とした中期経営計画を公表すると同時に、新経営理念体系と 2030 年長期ビジョン（Good Foods 2030）を掲げている。同社は、2030 年長期ビジョンの中で掲げた「人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー」の実現に向け、社長を委員長、執行役員と社外取締役を委員、事務局をサステナビリティ推進部とする社長直轄のサステナビリティ委員会を設置している。同社は、2016 年にサステナビリティに関するマテリアリティを特定し、2022 年には 2030 年長期ビジョンの公表と同時に、マテリアリティの中でも特に重視している項目を「重点テーマ」として特定し、2030 年度における定量目標について見直しを実施するなどサステナビリティ活動を加速させている。

本 PI 評価では、ニッスイの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。ニッスイのサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「①健康課題の解決」、「②持続可能な調達」、「③気候変動への対応と海洋環境の保全」、「④多様な人財の活躍」の 4 項目のインパクトが選定され、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト 4 項目はいずれもニッスイのマテリアリティに係るものであり、インパクト①は健康領域商品の拡大を通じた健康的な生活への貢献、インパクト②は持続可能な調達、サプライヤーアセスメントを通じた持続可能な水産資源の利用及び調達の推進、インパクト③は CO₂ 排出量、プラスチック、フードロスの削減を通じた気候変動への対応と環境保全、インパクト④は従業員エンゲージメント向上、ダイバーシティ&インクルージョン推進を通じた多様な人財

の活躍に係るインパクトである。今後、これら 4 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価における包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・倍率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びニッセイのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標 (SDGs) に係る三側面 (環境・社会・経済) を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析 (インパクトの特定・評価・モニタリング) が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにニッセイに対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三井住友信託銀行がニッセイに実施するPI評価に対して、UNEP FIの策定したPIF原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。本PI評価は、三井住友信託銀行及び他の金融機関が、ニッセイに対しPIFとして実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCRが独立した第三者機関として、本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性を確認し、本PI評価のPIF原則及びモデル・フレームワークへの適合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行がニッセイに対して2023年3月31日付で実施するPI評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本PI評価の合理性等について>

1. ニッセイのサステナビリティ活動の概要
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
3. KPIの適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF原則に対する準拠性について>

1. 三井住友信託銀行のPIF商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況がPIF原則に準拠しているか
2. 三井住友信託銀行が社内で定めた規程に従い、ニッセイに対するPI評価を適切に実施できているか

III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. ニッスイのサステナビリティ活動の概要

1-1. 事業概要

ニッスイは、1911 年に田村市郎氏が田村汽船漁業部を下関で設立し、トロール漁業経営を開始したのを起源としている。以降、M&A や事業再編等を経て、漁業に加え養殖や加工食品の製造販売等、ビジネス領域を拡大している。また、1990 年頃から水産物由来の化成品（EPA 等）を用いた医薬品原料の生産供給や、健康食品を展開。現在（2023 年 3 月）は世界 28 ヶ国にグループ会社 88 社を構え、水産資源をコアとするグローバルなバリューチェーンを通じた“食”を提供する総合食品企業である。

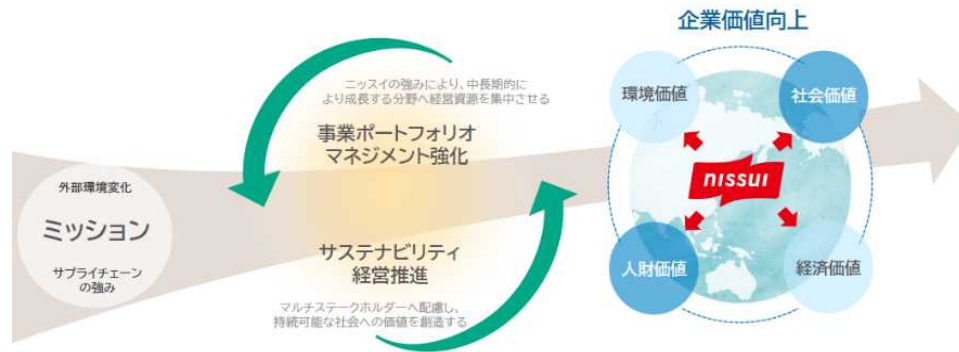
主なセグメント	概要
水産事業	漁業・養殖から加工、販売まで水産物のバリューチェーンを構築し、日本と世界のマーケットに水産物を販売している。
食品事業	家庭用・業務用食品や冷凍食品、缶詰、ねり製品等の開発・製造・販売を行っている。
ファインケミカル事業	水産物由来の機能性脂質（EPA・DHA）を活用した医薬品原料の生産・供給や、健康食品の開発・製造・販売を行っている。

1-2. サステナビリティに関する実績

ニッスイのサステナビリティの取組みに関する目標・運用状況・実績の詳細は、統合報告書・サステナビリティレポート・ウェブサイト等の各種媒体を通じて確認することができる。社会・環境・経済に関する取組みの成果について、各種媒体を通じて開示しており、ステークホルダーからも容易にモニタリングが可能な状況になっている。

ニッスイは、2022 年 4 月に 2022 年度から 2024 年度の 3 年間を対象とした中期経営計画を公表すると同時に、新経営理念体系と 2030 年長期ビジョン（Good Foods 2030）を掲げている。中期経営計画は 2030 年の長期ビジョンを実現するための“もうワンランク上へ行くための変革”として位置付け、各マテリアリティの中でも重要なテーマについて 2024 年度と 2030 年度における定量目標を設定し、目標達成に向けサステナビリティ活動を加速させている。

【図 1】 2030 年長期ビジョン (Good Foods 2030)



出典：長期ビジョン「Good Foods 2030」 中期経営計画「Good Foods Recipe1」

約 110 年以上もの間、水産資源の恩恵を受け現在は幅広い事業を展開しているニッスイにとって、水産資源の持続的利用を可能にする漁業・養殖業は今後も不可欠な取組みとなる。世界的な健康志向の高まりを背景に、魚の消費動向は拡大を続けている一方、FAO (国際連合食糧農業機関) からは「漁獲できる水産資源は減少傾向にあること」が報告されており、魚種によっては枯渇の危険に晒されている水産資源もあると言われている。そうした社会問題に対してニッスイは、SeaBOS¹ の参画を通じた水産資源の保全等に資する各種取組みや同社グループ独自の養殖魚健康管理体制 (N-AHMS) の構築、MSC² や ASC³ 等水産エコラベルの取得を表示した水産資源の活用等により水産資源の持続可能性向上を図る取組みを推進している。

ニッスイは、事業継続のためには気候変動対応も不可欠と考えており、サプライチェーン全体での脱炭素化を推進している。2022 年度からの中期経営計画の中で「2050 年カーボンニュートラル実現」と「2030 年度、CO₂ 排出量 (Scope1・2) を 2018 年度比 30%削減」を掲げ、生産工場及び物流センターの冷蔵倉庫において自然冷媒の導入拡大や太陽光発電設備の設置、PPA⁴の導入で再生可能エネルギーの利用拡大等を図り、CO₂ 排出量 (Scope1・2) 削減に向けた取組みを推進している。

¹ SeaBOS (Seafood Business for Ocean Stewardship) : 2016 年 11 月にストックホルム大学(スウェーデン)のストックホルム・レジリエンスセンターが主催した会議「キーストーン・ダイアログ」で提唱された海洋環境及び海洋資源の保全と持続的な資源利用を進めるイニシアティブ。世界水産大手企業 10 社 (2023 年 3 月時点) が協働し、科学的側面からのサポートを受けて活動していることが特徴。

² MSC (Marine Stewardship Council/海洋管理協議会) : MSC は、1997 年にイギリス・ロンドンで発足した、持続可能な漁業のための水産エコラベル認証制度を管理・促進する国際非営利団体。MSC 認証は、MSC の厳正な環境規格に適合し、資源管理や環境保全に関する基準を満たしている漁業とそうした漁業で漁獲された水産物を適切に管理する企業にのみ認められる認証制度。

³ ASC (Aquaculture Stewardship Council/水産養殖管理協議会) : ASC は、WWF (世界自然保護基金) と IDH (オランダの持続可能な貿易を推進する団体) の支援のもと、2010 年に設立された独立した国際的な非営利団体。

⁴ PPA (Power Purchase Agreement) : 自社で設備投資を行うのではなく、電力販売会社と再生可能エネルギーで発電された電力の購入契約を結ぶこと。

i. 第三者評価・外部認証等

ニッセイは、以下の第三者評価・外部認証等を受けており、環境・社会・ガバナンス等について高い評価を得ている。

「健康経営銘柄 2023」(5年連続、5回目)
「くるみん」認定(4期連続)
「準なでしこ銘柄 2022」
FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 組み入れ
MSCI 日本株女性活躍指数(WIN) 組み入れ
S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数組み入れ
SNAM サステナビリティ・インデックス組み入れ
環境マネジメント規格 ISO14001 認証取得(海外を含む 54 事業所)
GFSI 承認スキーム認証取得(海外を含む事業所 30 か所)

ii. イニシアティブ等への加盟

ニッセイは、以下の共同イニシアティブ等に参加しており、これらの活動を通じて国際的な ESG 課題解決への取組を推進している。

人的資本経営コンソーシアム	2022年8月入会
Global Roundtable on Marine Ingredients	2022年7月加盟
WWF ジャパン 「プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025」	2022年2月参画
TCFD (気象関連財務情報開示タスクフォース)	2021年11月賛同
RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議)	2021年1月加盟
経団連生物多様性宣言イニシアチブ	2020年2月賛同
WRI 「10×20×30 食品廃棄物削減イニシアティブ」	2019年12月参画
CLOMA (クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス)	2019年3月加盟
SeaBOS (Seafood Business for Ocean Stewardship)	2016年12月参画
ザ・コンシューマー・グッズ・フォーラム	2009年12月加盟
JBIB (一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ)	2009年8月入会

上記外部評価への参加や各種イニシアティブの活動を通じ、ニッセイのサステナビリティに対する取組の更なる充実と高度化が期待できる。

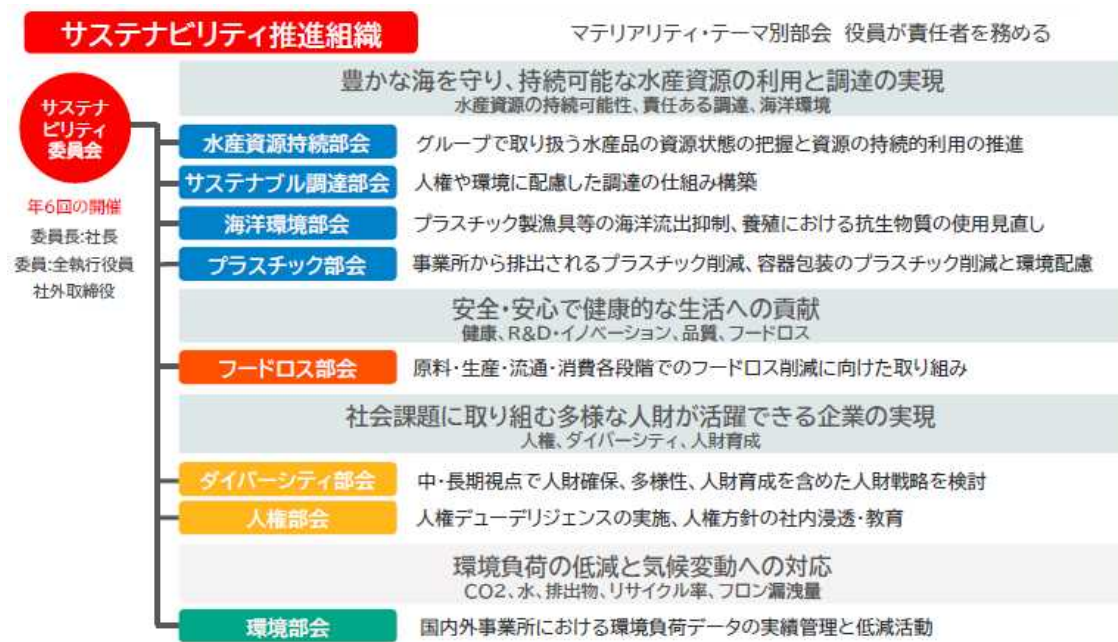
以上より、ニッセイは優れたサステナビリティに関する実績を有しており、今後も環境・社会・経済に対するポジティブ・インパクトの創出が期待できる。

1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法

(1) サステナビリティに関する組織体制

ニッスイは、2030年長期ビジョンの中で掲げた「人にも地球にもやさしい食を世界にお届けするリーディングカンパニー」の実現に向け、社長を委員長、執行役員と社外取締役を委員、サステナビリティ推進部を事務局とする社長直轄のサステナビリティ委員会を設置し、同委員会を年6回開催するなどサステナビリティ推進体制を構築している。また、サステナビリティ委員会は、重要課題の解決を推進する8部会（水産資源持続部会、サステナブル調達部会、海洋環境部会、プラスチック部会、フードロス部会、ダイバーシティ部会、人権部会、環境部会）で構成され、各部会は委員長が指名した執行役員を部会長とし、部会長がメンバーを任命し推進している。サステナビリティ推進部はサステナビリティ委員会及び各部会の事務局となり（ダイバーシティ部会を除く。ダイバーシティ部会は人事部が事務局）、マテリアリティ及びサステナビリティ中長期目標に対するKPIの進捗管理に加え、サステナビリティ活動全般の推進のための企画立案・実施、目標設定や活動評価等、グローバルでのPDCAサイクルのマネジメントを推進している。

【図2】サステナビリティ推進体制



出典：サステナビリティ説明会資料

(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

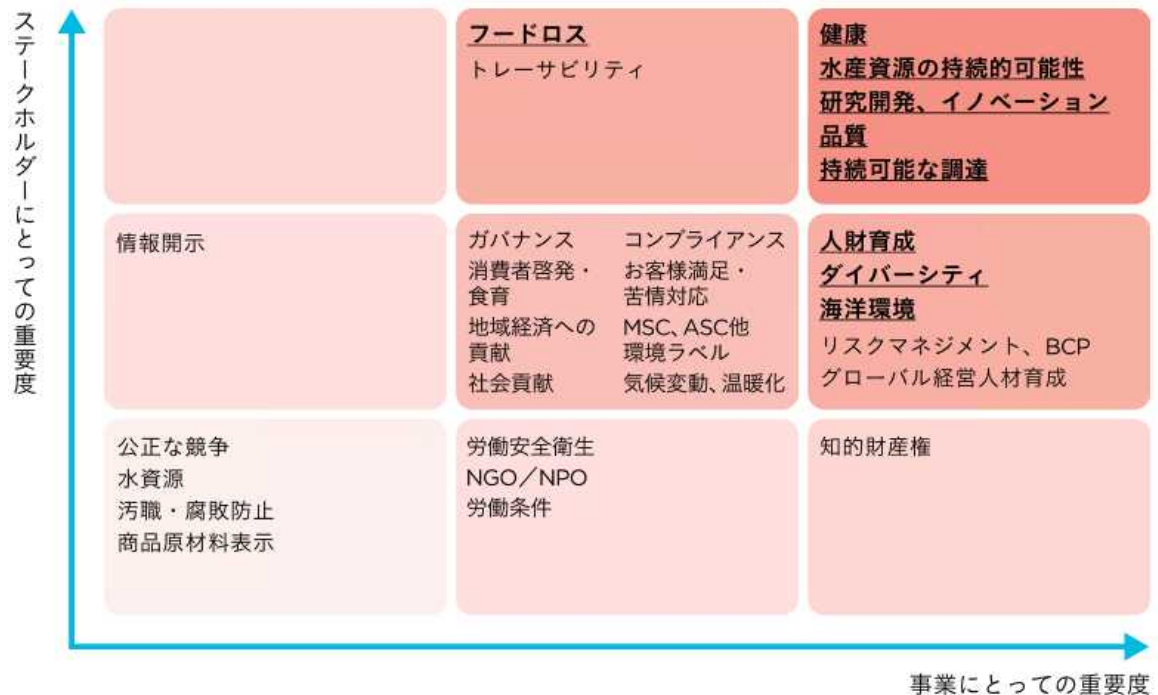
ニッスイは、2016年にサステナビリティに関するマテリアリティを特定している。マテリアリティの特定にあたっては、多様な社会ニーズ・要請に対応するため、社会の期待、お客様の重要課題、競合の重要課題から社会課題を選択し、同社グループの事業領域やお客様

層を考慮し、取り組むべき 29 項目の課題を抽出。抽出した 29 項目の課題について、ステークホルダー（お客様、従業員、NPO/NGO、株主の 571 名）にアンケートを実施し、課題の重要度を測定した。また、経営陣によるワークショップにおいて、事業視点からも重要度を測定した。そして、「ステークホルダー」と「事業」の 2 軸で取り組むべき重要課題を主に 3 つの分野に取りまとめ、有識者とのダイアログ、取締役会の審議を経て、マテリアリティを特定している。その後、2021 年度に長期ビジョン（Good Foods 2030）検討の過程で、見直しの議論を経営層も含めて実施したものの、マテリアリティの見直しは実施していない。

一方で、2019 年には、PDCA サイクルを適切に回しマネジメントしていくことが重要であると考え、各マテリアリティに対し 2030 年の目指す姿・KPI を設定した。2022 年には、2030 年長期ビジョン（Good Foods 2030）の公表と同時に、マテリアリティの中でも特に重視している項目を「重点テーマ」として特定するとともに、2030 年の定量目標について見直しを実施するなど、サステナビリティ活動を加速させている。

【図 3】重要課題（マテリアリティ）

※太字／下線箇所はマテリアリティとして特定した項目



出典：サステナビリティレポート 2022

【図4】重点テーマ及びサステナビリティ中長期目標

重点テーマ	目標	事業展開			KPI		アウトカム
		水産	食品	ファインケミカル	2024年度目標	2030年度目標	
健康課題の解決	健康領域商品の拡大	速筋タンパク 素材の機能性追求		医薬品原料 ビジネスの拡大 健康領域商品の EC販売	当社指定の 健康領域商品売上 (基準年度: 2023年度)	1.3倍の拡大 3倍の拡大	社会価値
持続可能な調達	責任ある調達(人権)	バリューチェーン全体を対象とした人権		デューデリジエンス	1次サプライヤー アセスメント比率	ニッスイ個別 100% グループの主要 100%	
多様な人財の活躍	従業員エンゲージメント	従業員エンゲージメント 女性活躍の推進 グローバル人財育成			従業員 エンゲージメントスコア [※] (基準年度: 2023年度)	10%の スコア向上 20%の スコア向上	人財価値
	女性活躍				女性幹部比率 [※]	10% 20%	
持続可能な調達	水産資源の持続可能性	取り扱い水産物の資源管理調査 持続可能な水産物の調達 水産認証取得率J/Pと認証原料の		取り扱い拡大	持続可能な調達比率	80% 100%	環境価値
気候変動への対応と 海洋環境の保全	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量削減(省エネ+再エネ活用など) スマート養殖	代替タンパク	と脱フロン対応 魚油副産物の 燃料利用	CO ₂ 排出量(Scope 1, 2) (基準年度: 2018年度) 単位: 総量	10%削減 30%削減	
	プラスチック削減	費縮フロー 全量切り替え	容器包装 バイオマスプラ	プラ削減や への切り替え 排出抑制	プラスチック使用量 [※] (基準年度: 2018年度) 単位: 基準単位	10%削減 30%削減	

出典：統合報告書 2022

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制と実績

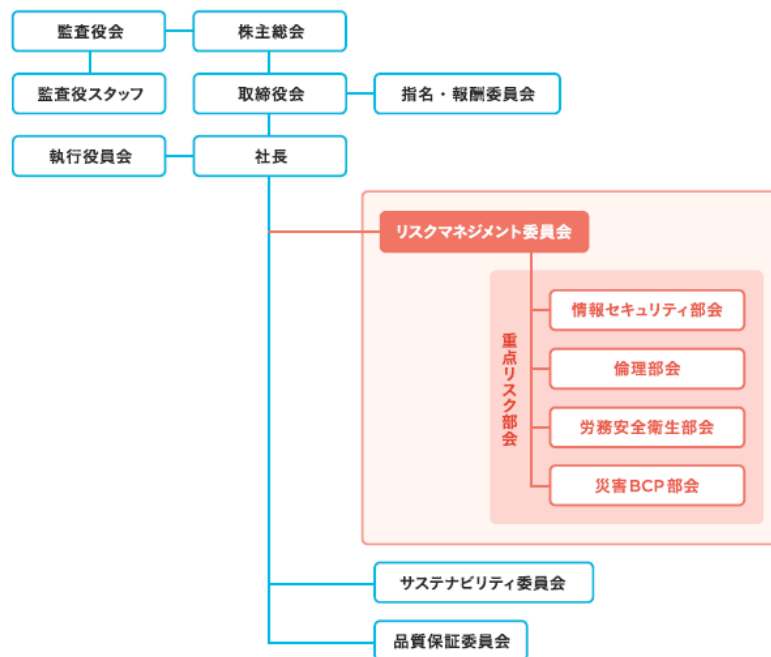
ニッスイは、事業に関わるあらゆるリスクを、リスクマネジメント委員会を中心とするリスク管理体制において管理している。リスクマネジメント委員会は、社長を委員長、全執行役員を委員として年4回開催し、リスクマネジメント担当の執行役員は取締役会に定期的に活動報告すること等を通じて、リスク管理体制を構築している。また、影響の大きいリスク群は、リスクマネジメント委員会において重要リスク（「情報セキュリティ」、「コンプライアンス」、「労務安全衛生」、「災害BCP」）として特定し、専門部会を設置し対応している。

ニッスイは、人権について、サステナビリティ委員会の中の重要課題を推進する部会の一つである「人権部会」にてリスクマネジメントを実施している。「人権部会」では、人権についての取組み課題を整理し、事業に関わる全てのバリューチェーンにおける人権尊重への考え方をより明確にするため「ニッスイグループ人権方針」を定めている。また、人権リスクアセスメントにより特定した重要項目について、現状把握やリスク低減に向けた具体的な取組みを推進している。更に、人権については、2030年長期ビジョン（Good Foods 2030）の重点テーマの中の一つとして「持続可能な調達」を定め、「2030年度、主要な1次サプライヤーアセスメント比率100%」を目標に、人権課題に対する取組みを強化している。

ニッスイは、安全な商品を継続して提供することが、顧客からの信頼と共感に繋がると考え、2002年10月に品質保証憲章を制定し、その中で品質保証理念や品質方針、行動指針、品質保証基準等を定めている。また、社長直轄の品質保証委員会を設置し、社長を委

員長、取締役や関係執行役員、部署長、社外委員を委員とし、品質保証に関する PDCA のサイクルを適切に回す体制を構築している。更にお客様サービスセンター、品質保証部、食品分析部を QA (Quality Assurance) 部門と位置付け、生産工場や事業部と連携し、食品・水産・ファインケミカル全ての事業において世界水準で品質を保証できる体制を整えている。近年では品質保証の強化を図るため、GFSI⁵ 承認規格である FSSC22000、BRC、IFS 等を 30 事業所で取得するなど、食品安全マネジメントシステム認証の取得を推進している。

【図 5】リスク管理体制



出典：サステナビリティレポート 2022

以上 (1) ないし (3) より、同社において堅固なサステナビリティ体制が確立されており、適切なインパクト・マネジメント運営がなされている、と三井住友信託銀行は判断している。

⁵ GFSI (Global Food Safety Initiative) : 世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理の承認等を行う民間団体。

2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

本PI評価では、ニッセイの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

(1) 包括的分析

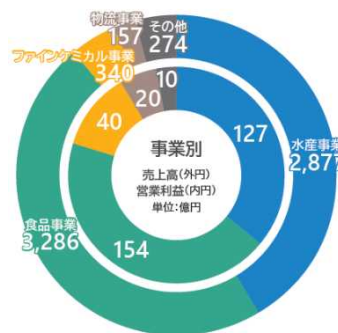
セグメント、エリア、サプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因が包括的に検討された。

i. セグメント及びエリア

同社の2022年3月期のセグメント別売上高、地域別売上高及び地域別生産高は、図6・図7の通りである。

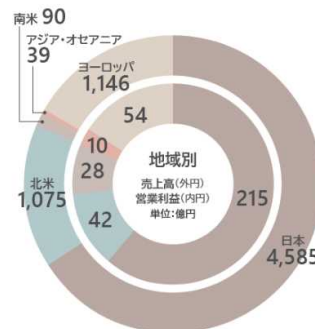
セグメントについては、水産事業（2022年3月期売上高比率：41.5%）、食品事業（同：47.4%）、ファイン事業（同：4.9%）で売上高の90%以上を占めていることから、当該3セグメントを評価対象とする。また、エリアについては、国内売上高が約65%を占めているものの、海外売上高も約35%あるため、グローバルベースでの同社事業活動を分析の対象とする。

【図6】2022年3月期セグメント別売上高



出典：統合報告書 2022

【図7】2022年3月期地域別売上高

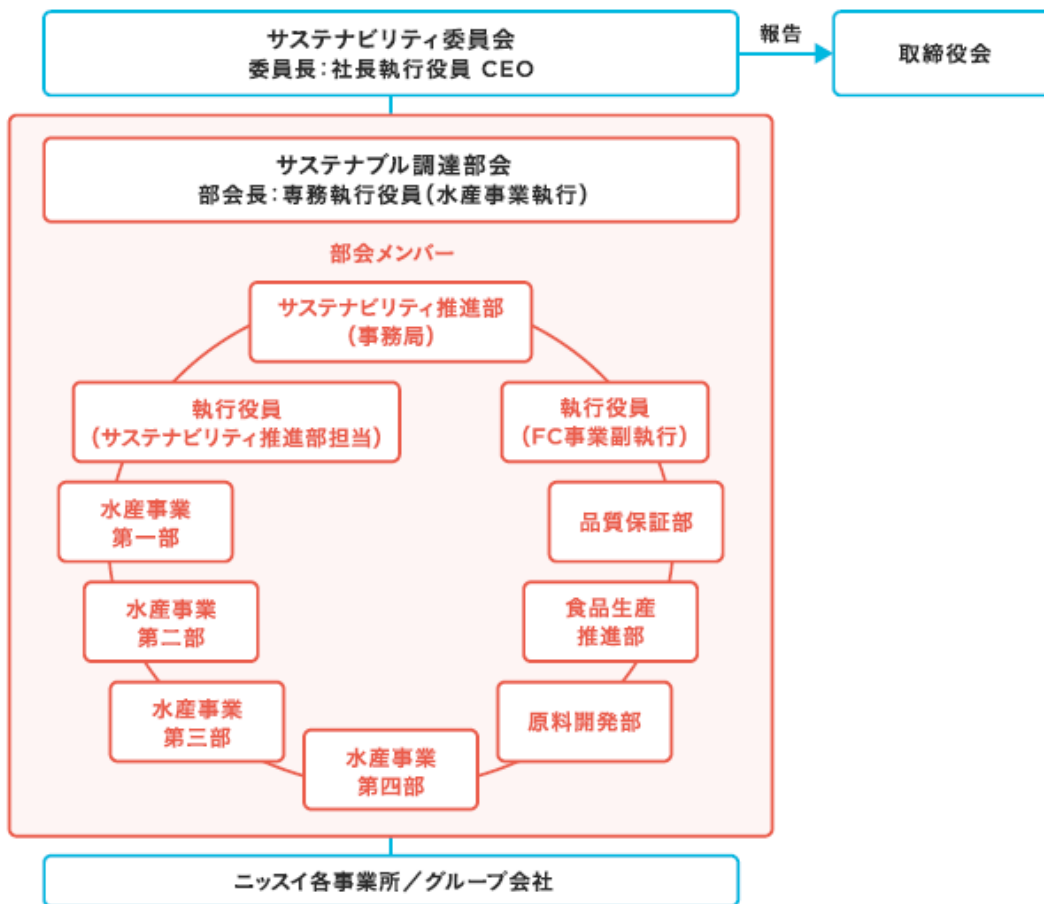


出典：統合報告書 2022

ii. サプライチェーン

同社は、マテリアリティの一つに「豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する」を掲げ、サステナビリティ委員会の中の重要課題を推進する部会の一つである「サステナブル調達部会」が中心となり、水産資源や環境、人権に配慮したサプライチェーンマネジメントを推進している。また、「ニッスイグループ調達基本方針」及び「ニッスイグループサプライヤーガイドライン」のもと、同社グループのサプライチェーン上での人権・環境リスクを排除する為、3つのチェックシートを用いてサプライヤーに対する人権尊重・環境配慮の確認を実施し、サプライチェーン全体に渡って環境及び人権におけるリスクの低減に努めている。

【図 8】 推進体制/サステナブル調達部会



出典：サステナビリティレポート 2022

このように、同社はサプライチェーン全体に渡って社会及び環境におけるリスクの低減に努めていることから、三井住友信託銀行は各ステージにおける主要なポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトを確認のうえ、分析を行った。

(2) インパクト特定

UNEP FI の定めたインパクト分析ツールの活用により、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトの発現するインパクト領域が確認された。なお、原則として、ニッセイによる公開資料を基にインパクトが分析されているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きが補完されている。

2-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価における包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	操業エリア・業種・サプライチェーンの観点から、ニッスイの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	ニッスイは、TCFD提言への賛同表明、SeaBOS（Seafood Business for Ocean Stewardship）への参画等を通じ、それぞれ対応を進めていることが確認されている。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	ニッスイの公表している「2030年長期ビジョン(Good Foods 2030)」、「中期経営計画」、重要課題（マテリアリティ）・重点テーマ等を踏まえ、インパクト領域が特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FIのインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクト領域が特定されている。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	ニッスイは、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	ニッスイの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、水産資源の調達、CO ₂ 排出量、プラスチック等が特定されている。これらは、同社のマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。

<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>三井住友信託銀行は、原則としてニッセイの公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三井住友信託銀行の作成したPI評価書を踏まえてニッセイにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>
--	--

3. KPIの適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI設定の概要

本PI評価では、上記のインパクト特定及びニッセイのサステナビリティ活動を踏まえて、「健康課題の解決」、「持続可能な調達」、「気候変動への対応と海洋環境の保全」、「多様な人財の活躍」の4項目のインパクトが選定され、それぞれにKPIが設定された。

	インパクト項目	関連するマテリアリティ等	関連するSDGs
①	健康課題の解決	安全・安心で健康的な生活に貢献する	3.4
②	持続可能な調達	豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する	8.7、12.2、14.1、14.2、14.4、17.17
③	気候変動への対応と海洋環境の保全	豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する	12.3、12.4、12.5、13.1
④	多様な人財の活躍	社会課題に取り組む多様な人財が活躍できる企業を目指す	5.5、8.5、10.2

(1) 健康課題の解決

ポジティブ・インパクトの増大	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「3.保健」
SDGs ターゲット	「3.4」
インパクトカテゴリー	
「保健・衛生」	
内容	
安全・安心で健康的な生活に貢献する	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針	健康領域商品を通じた世界の健康課題の改善に貢献する
目標	2030 年度、健康領域商品の売上高を 2021 年度比 3 倍
指標 (KPI)	健康領域商品の売上高倍率

ニッセイグループは、サステナビリティ行動宣言において「私たちは、海の恵みを活かし、イノベーションにより、食の美味しさや楽しさと健やかな生活をお届けします。」を掲げており、この考え方にに基づき、独自の技術を活かし、持続可能な水産資源から世界の人々に健康を届けている。また、ニッセイは創業以来培ってきた水産資源へのアクセス及び R&D を活かし、1980 年代から主に水産資源由来の機能性脂質 (EPA⁶・DHA⁷) を中心とした健康領域商品の研究・開発に注力している。同社が定義する「健康領域商品」とは、『「広義の健康」⁸に該当するもので、国・学術・自社いずれかのエビデンスを持ち、新しい「食」を通じ、お客様の健やかな生活を応援する商品のこと』であり、「健康領域商品プロジェクト」(取締役常務執行役員食品事業執行がプロジェクトリーダーを務める)における認定プロセスを踏まえて健康領域商品として、認定・運用を実施している。なお、ニッセイは、「健康領域商品」の定義概要について三井住友信託銀行に開示し、上記のインパクト発現に資する定義がなされていることが確認されている。

【図 9】健康領域商品の概要



出典：長期ビジョン「Good Foods 2030」 中期経営計画「Good Foods Recipe1」

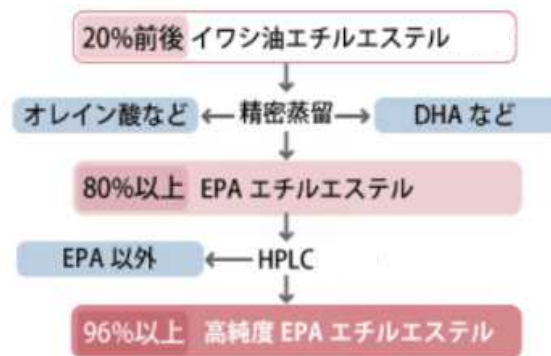
⁶ EPA (エイコサペンタエン酸)：魚介類の脂に多く含まれる n-3 系高度不飽和脂肪酸の一種で、体内では作られにくい必須脂肪酸。

⁷ DHA (ドコサヘキサエン酸)：EPA と同様に、魚介類の脂に多く含まれる n-3 系高度不飽和脂肪酸の一種で、体内では作られにくい必須脂肪酸。

⁸ 広義の健康：①厚生労働省「健康日本 21」に掲げられる目標項目、または②国立高度専門医療研究センター「疾患横断的エビデンスに基づく健康寿命延伸のための提言」に沿った健康の考え方。「健康日本 21」とは、2000 年に厚生省 (現・厚生労働省) により策定された、21 世紀における日本の総合的な健康づくり政策である。

ニッセイは、1980年代から千葉大学医学部との共同研究により EPA の有用性を把握し、製薬会社との共同開発を経て 1990 年に医療用医薬品の承認を取得した。また、高度精製技術を開発して、高純度 EPA の生産に世界で初めて成功した。1990 年に EPA を活用した閉塞性動脈硬化症の治療薬が発売され、1994 年には高脂血症にも適応症が拡大されており、同社は EPA 製剤の原料供給を担っている。EPA については循環器系疾患の予防、抗アレルギー作用、発ガン抑制作用、抗炎症作用等さまざまな生理機能の研究が進んでおり、医薬品、健康食品、食品素材等幅広いジャンルに活用されている。また、同社は高純度 EPA⁹ の量産化に成功しており、今後もその優れた機能から需要がさらに拡大していくと見込まれているものの、水産資源には限りがあるため、持続可能な水産資源の管理と共に、限りある資源をロスすることなく有効利用することが、今後の重要な研究課題と認識している。

【図 10】 高純度 EPA の製造工程

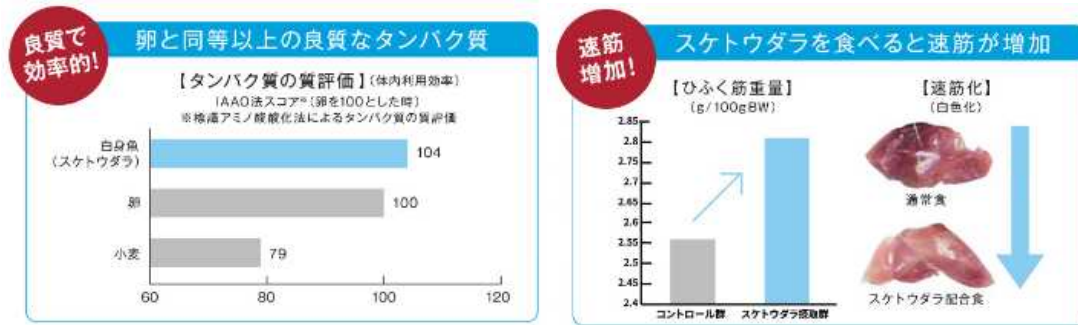


出典：同社ウェブサイト

また、ニッセイは、2009 年から内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムに協力企業として参画し、白身魚の機能性を研究している。スケトウダラのタンパク質は、この研究から様々な有用性が明らかになってきている。2018 年 3 月にはスケトウダラタンパク質研究会を設立し、12 の大学や研究機関と研究体制を整え、共同研究を行い、2019 年 10 月に開催された日本アミノ酸学会においては、本研究会で得られた研究成果 5 件を発表している。かに風味かまぼこ（カニカマ）やちくわ、白身魚フライ等の原材料で使われているスケトウダラのタンパク質は、良質なタンパク質を持つと云われる卵と同等以上の質を有しており、新たな機能（第三次機能）として、筋肉（特に瞬発力を司る速筋）を増加させる作用が発見されている。

⁹ 高純度 EPA：医薬品化するには EPA 純度を 90%以上にすることが必要であり、原料であるイワシ油の EPA は 20%前後のため、純度を引き上げる技術が必要。

【図 11】 スケトウダラのタンパク質の筋肉増加効果について



出典：同社ウェブサイト

その他、減塩しながらも塩味を強く感じさせる成分や減塩しても美味しさを損なわない製法の開発、菜食したいと考える顧客に対して独自の大豆ミートを使用したシリーズ「VEGETABLEMEAT」を推進し、安全・安心で健康的な生活に貢献する食品等を提供している。

三井住友信託銀行は、ニッセイが定義する「健康領域商品」の売上高が拡大すると人々の健康に貢献すると考え、健康領域商品の売上高の他、健康領域商品の品目数やその内容、研究開発状況をモニタリングしていく方針である。

(2) 持続可能な調達

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「8.経済成長と雇用」「12.持続可能な消費と生産」 「14.海洋資源」「17.実施手段」
SDGs ターゲット	「8.7」「12.2」「14.1」「14.2」「14.4」「17.17」
インパクトカテゴリー	
「人権」「資源効率と安全性」「生物多様性と生態系サービス」	
内容	
豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	水産資源の持続可能な利用
目標	2030 年度、水産資源の持続可能な調達比率 100%
指標 (KPI)	水産資源の持続可能な調達比率とその取組み内容
対応方針 (b)	サプライヤーにおける人権尊重への対応
目標	2030 年度、主要な 1 次サプライヤーアセスメント比率 100% (ニッスイ及び国内外の連結子会社)
指標 (KPI)	主要な 1 次サプライヤーアセスメント比率

ニッスイは 1911 年の創業以来、水産資源の恵みや事業に関連するサプライヤーとの協働のもと、事業を拡大してきた。一方で、世界の人口増加と新興国の経済発展等によって、水産資源への需要は今後も増加することが予測される中、同社は需要への対応と水産資源の保全という要求に応えるため、事業活動を通じて持続可能な水産資源の利用と調達に貢献していくとしている。2022 年 4 月に設定した重点テーマの目標に「責任ある調達 (人権)」及び「水産資源の持続可能性」を定めており、サプライチェーン全体に渡って持続可能な調達に関する取組みを推進している。

...(a) 水産資源の持続可能な利用

ニッスイは、2016 年に国内企業では初めて水産物の資源状態を把握する調査を実施しており、2019 年にも第 2 回を実施している。尚、本調査は対象年・調査年・公表年に分かれており、各々 1 年の期間を要することから、調査結果は約 3 年に 1 度の頻度で公表されるものである。

2019 年の同社グループ全体の水産物の取扱いは原魚換算重量で約 285 万トンであり (取扱魚種数は漁獲魚について 471 系群 269 魚種)、これは 2019 年世界の漁業・養殖水産物生産量 2 億 1,371 万トン (引用: 水産庁のウェブサイト) の約 1.3%相当にあたる。天然魚の取扱いは約 271 万トン、スケトウダラが最大で約 74 万トン、次いでマイワシ約 37 万トン、アンチョベータ約 28 万トンと 1 万トン以上調達している魚種は 24 魚種合計約 242 万トン

あり、天然魚の全漁獲量の9割を占めている。また、約271万トンのうち28%に該当する約77万トンがMSC認証、12%に該当する約32万トンがFIP¹⁰等、天然魚の調達全体の約51%が持続可能な水産物利用を推進する第三者プログラム由来の水産物であることがわかっている。

【図12】エリア別天然魚の調達量と代表する魚種



出典：統合報告書 2022

ニッセイは、2019年の調査から天然水産物の資源状態を評価するため、認証された漁業で獲られた水産物であるかを確認するとともに、集計した調査結果を外部機関（SFP）¹¹ に送り、同機関が管理する国際的な資源評価データベース「FishSource」¹² による評価結果を踏まえ、科学的知見を重視して、総合的に資源状態を評価し、「天然水産物」のうち持続可能であるとして評価された水産物を「資源管理されている状態」に分類している。2019年の評価結果について、「資源管理されている状態」は約71%（約191万トン）を占める一方、「要改善状態」が約8%（約23万トン）、「評価不能」が約21%（約57万トン）を占めている。

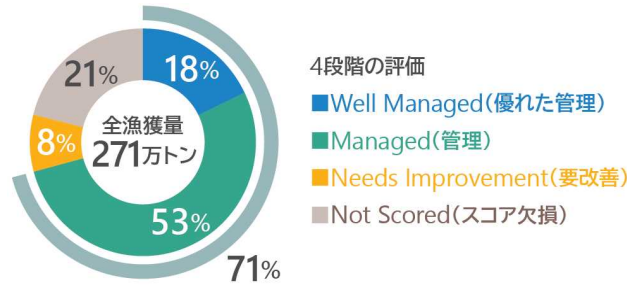
本調査・評価を踏まえて、2030年度には2019年の結果である「要改善状態の約23万トン」及び「評価不能の約57万トン」をゼロにさせ、取扱水産物の資源状態確認率100%を目指している。具体的な対応方針としては、MSC等の認証品や資源状態の良好な魚種・産地への変更や資源状態の改善活動への関与、FIPへの主体的な関与や資金提供等を支援していくとしている。また、配合飼料に含まれる魚粉といった魚種の特정이困難な品目や魚種が変動する品目については、魚種を特定しトレーサビリティの確保から着手するとともに、魚種構成を継続的に把握できる体制を構築し、資源状態を把握して改善のプロセスに繋げるとしている。

¹⁰ FIP (Fishery Improvement Project) : 海洋環境を守り、水産資源を増やして持続可能な漁業を目指す国際的なプロジェクト

¹¹ SFP (Sustainable Fisheries Partnership) : 2006年に設立された持続可能な漁業のためのパートナーシップ、サプライチェーンで漁業改善を推進する米国NGO。

¹² FishSource : 各国行政機関の水産資源情報等をもとに開発された国際的な資源評価データベース

【図 13】 2019 年調達水産物の資源状態



出典：統合報告書 2022

ニッスイは、養殖魚を生み出す、種苗、飼料、養殖、加工、流通の全ての段階でさまざまな研究、技術開発を行い、特に養殖魚の健康に関する研究に注力をしている。同社グループでは、日本国内の養殖魚の健康を管理する体制「N-AHMS」を構築し、養殖魚の健康診断の精度と信頼性向上のため、養殖魚の健康診断を担う A 級検査員や指導者等の社内認定制度を設け、検査の質の標準化を進めている。

【図 14】 同社グループ独自の養殖魚健康管理体制「N-AHMS」



出典：サステナビリティレポート 2022

足許では、給餌の際に海中に散逸しにくい消化性の優れた配合飼料「EP 飼料」や、魚の食欲に応じて適量の餌を与える自動給餌制御システム「アクアリングル®」の導入、AMR（薬剤耐性）対策として抗菌剤の使用削減、AI・IoT 技術を活用した養殖魚のウェルフェア等を実施しており、水産資源の持続可能な利用に向けた取組みを加速させている。

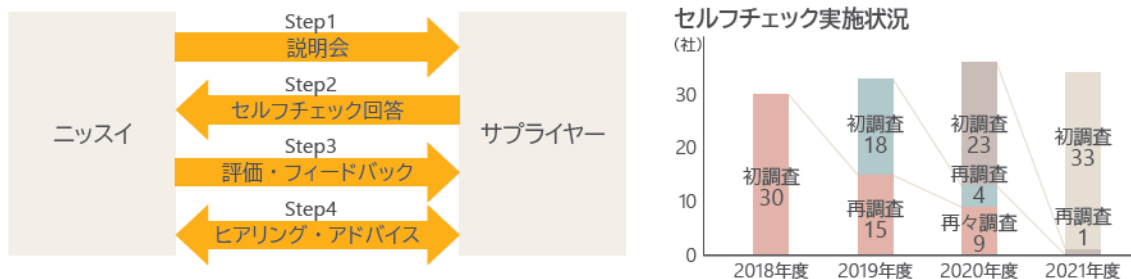
三井住友信託銀行は、ニッスイの水産資源の持続可能な調達比率とその取組みの他、養殖魚の健康に関する研究開発状況、AMR（薬剤耐性）対策として抗菌剤の使用削減に向けた取組み等、水産資源の持続可能な利用に向けた取組みをモニタリングしていく方針である。

(b) サプライヤーにおける人権尊重への対応

ニッスイは、持続可能な調達を実現することが事業の重要性を担うと考え、2016年に「ニッスイグループ調達基本方針」と「ニッスイグループサプライヤーガイドライン」を策定している。「ニッスイグループサプライヤーガイドライン」は2022年6月に改定し、サプライヤーに具体的な行動をとってもらうべく期待する内容を従前より具体化させている。また、人権の尊重は企業活動の基盤であるという考えのもと、事業にかかわる全てのサプライチェーンにおける人権尊重への考え方をより明確にするため、2020年9月に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した「ニッスイグループ人権方針」を策定している。水産物のサプライチェーンは複雑ではあるが、世界中の顧客に食を届ける企業として人権デューデリジェンスを継続的に行い、いち早く人権リスクを低減するべく、サプライヤーと連携し取組みを推進している。また、1次サプライヤーよりも上流である2次サプライヤー等に対しては、1次サプライヤー経由で同社のサプライヤーガイドラインに沿った対応を要請・働きかけをしている。

ニッスイは、2018年度から調達品目、原産国、取引金額、取引量、依存度等を基準にして、優先的に確認すべき一次サプライヤーを選定し、2023年3月までに104社（のべ133社）のセルフチェックを実施している。回答するサプライヤーに対しては、事前に説明会を開催し、サステナブル調達への理解を得て、セルフチェックの回答は人権配慮及び環境配慮に着目して評価・フィードバックを実施している。また、人権・環境の項目で基準に満たない場合には回答の意図確認や実施把握のため、訪問やオンラインで面談の機会を設け、アドバイスを等も実施している。

【図 15】 サプライヤーにおける人権尊重の確認方法とセルフチェック実施状況



出典：統合報告書 2022

ニッスイグループのバリューチェーンにおける潜在的な人権リスクの把握のため、2020年12月に部門横断型のワークショップ形式で人権リスクアセスメントを実施している。「一般

的・業界横断的な人権リスク」と「水産業・ニッスイグループ特有の人権リスク」の2つの視点でバリューチェーンのプロセスごとにリスクの洗い出しを行い、特に後者のリスク分析においては、国別リスクや魚種別リスクといった視点も取り入れながら分析を行っている。抽出されたリスクに対し、発生頻度・可能性と発生したときのマイナス影響の大きさを基準に考える「インパクトアセスメント」を実施し、リスクを絞り込んでいる。特に優先して取組む重要項目として、「水産原料に関わる強制労働、児童労働（原材料調達～生産）」、「日本における外国人技能実習生の労働環境（生産）」、「労働安全衛生（漁業・養殖）」の3つのリスクを特定し、現状・実態把握やリスク低減に向け、2021年度より【図16】に記載されている具体的な取組みを展開している。

【図16】人権リスクアセスメントの概要図

	調達	R&D・生産	物流	販売・流通	お客様使用時	廃棄・リサイクル
ニッスイグループ従業員		<ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習生の労働環境（日本） 労働災害や事故（漁業・養殖） AI活用による失業 労働争議時に受ける暴力 	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害や事故 			
		採用～評価・待遇・昇進～退職				
		<ul style="list-style-type: none"> 採用～育成～昇進などの機会不平等や差別 ハラスメント 同一労働同一賃金（雇用形態・国籍・性別等による待遇格差） 生産現場やテレワーク時の行動監視によるプライバシー侵害 				
サプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> 小規模／零細事業者に対する不公正な契約 農薬や化学薬品による健康被害 強制労働 児童労働 労働災害や事故（漁業・養殖） 					
お客様				<ul style="list-style-type: none"> 優良誤認 不健康な食生活を助長するマーケティング 	<ul style="list-style-type: none"> 品質事故 健康被害 	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 農園開発に伴う強制立ち退き 農業による健康被害 先住民の生活破壊 環境汚染 	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染 				<ul style="list-style-type: none"> 海洋プラスチックにより生物多様性が毀損、漁業者の生活困窮 プラスチックゴミによる環境汚染
その他	<ul style="list-style-type: none"> 贈収賄への加担 			<ul style="list-style-type: none"> 差別的表現となる広告 		

出典：サステナビリティレポート 2022

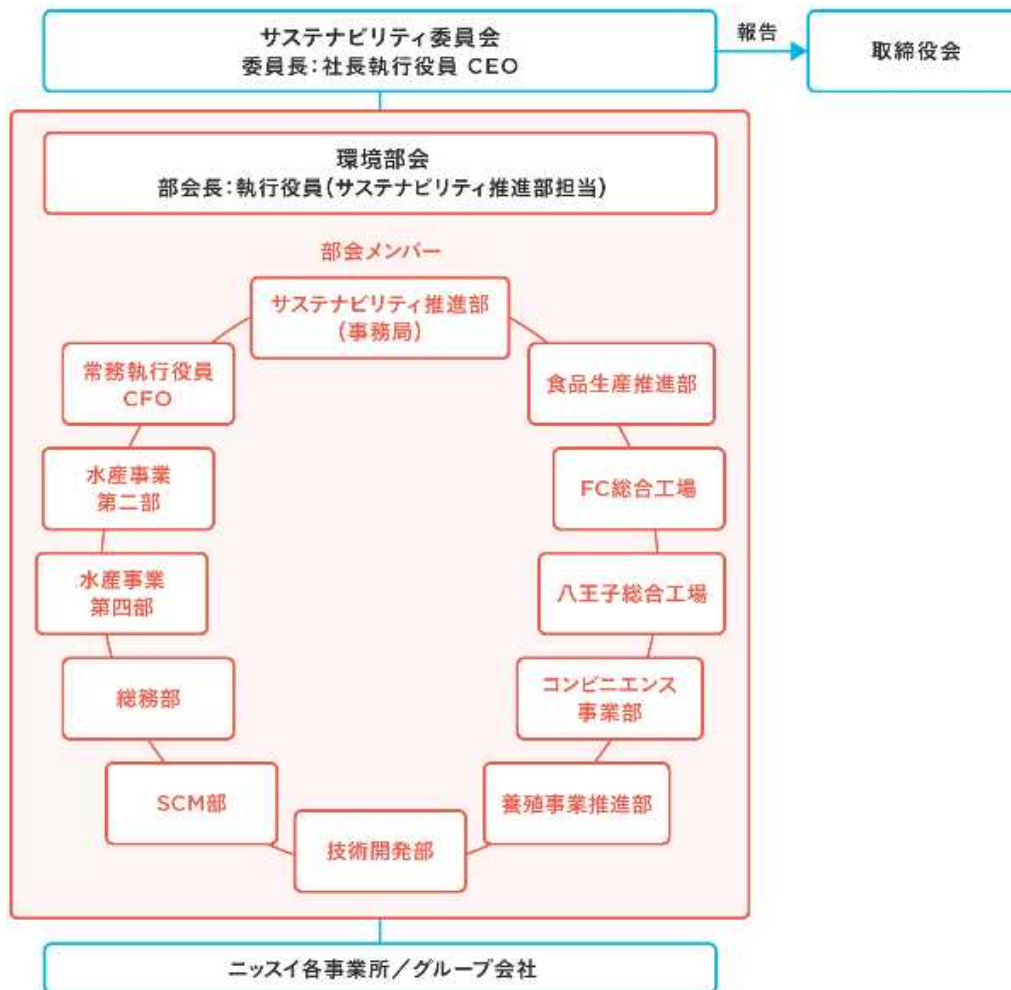
ニッスイ単体では、2024年度までに全ての1次サプライヤーを対象にサプライヤーアセスメントを実施する計画である。2030年度目標である「2030年度、主要な1次サプライヤーアセスメント比率100%（国内外の連結子会社）」の「主要な1次サプライヤー」の特定は、リスクアセスメントを実施したうえで決定する予定である。三井住友信託銀行は、「主要な1次サプライヤー」の特定をまず確認するとともに、単体及びグループにおける1次サプライヤーアセスメント比率やセルフチェック実施状況の他、インパクトアセスメントで特定された特に優先して取組む3つの重要項目における取組み状況についてモニタリングしていく方針である。

(3) 気候変動への対応と海洋環境の保全

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「12.持続可能な消費と生産」「13.気候変動」
SDGs ターゲット	「12.3」「12.4」「12.5」「13.1」
インパクトカテゴリー	
「気候」「資源効率・安全性」「廃棄物」「生物多様性と生態系サービス」	
内容	
豊かな海を守り、持続可能な水産資源の利用と調達を推進する	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	2050年カーボンニュートラル実現
目標	2030年度、CO ₂ 排出量 (Scope1・2) を2018年度比30%削減 (ニッスイ及び国内外の連結子会社)
指標 (KPI)	CO ₂ 排出量 (Scope1・2)
対応方針 (b)	プラスチック使用量の削減
目標 (b) -①	2030年度、容器包装におけるプラスチック使用量 (原単位) を2015年度比30%削減 (ニッスイ)
指標 (KPI) (b) -①	容器包装におけるプラスチック使用量 (原単位)
目標 (b) -②	2030年度、生産段階におけるプラスチック排出量 (原単位) を2017年度比30%削減 (ニッスイ及び国内の連結子会社)
指標 (KPI) (b) -②	生産段階におけるプラスチック排出量 (原単位)
目標 (b) -③	2024年度、養殖用フロートの切り替え率100% (ニッスイ及び国内の連結子会社)
指標 (KPI) (b) -③	養殖用フロートの切り替え率
対応方針 (c)	フードロスの削減
目標 (c) -①	2030年度、動植物性残渣 (原単位) を2017年度比30%削減 (ニッスイ及び国内の連結子会社)
指標 (KPI) (c) -①	動植物性残渣 (原単位)
目標 (c) -②	2030年度、製品廃棄量を2020年度比50%削減 (ニッスイ)
指標 (KPI) (c) -②	製品廃棄量

ニッスイは、2003年に環境理念「自然の恵みを受けて仕事をする当社においては、資源を大切にし、地球や海に感謝の心を持って接することを企業姿勢の基本としています。」のもと6つの行動方針を策定し、持続可能な社会の実現に向け取組みを強化している。同社グループの環境に関する活動を管轄する環境部会では、サステナビリティ推進担当執行役員が部会長、事務局がサステナビリティ推進部で、各事業分野の事業所及びグループ会社ごとにPDCAのサイクルを適切に回し、環境マネジメントシステムを構築させている。

【図 17】 推進体制/環境部会

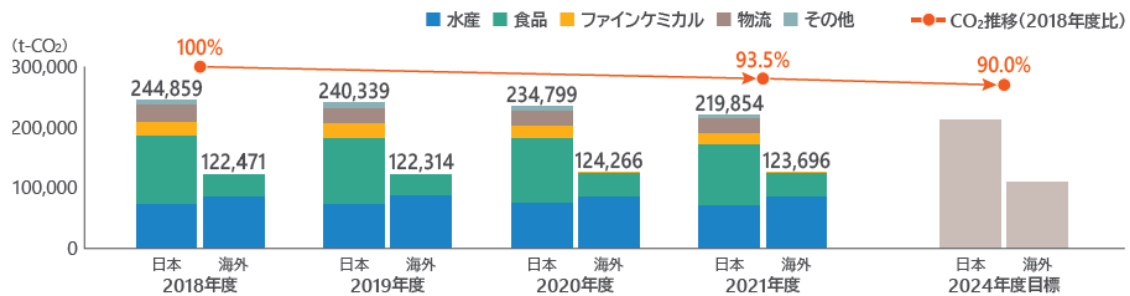


出典：サステナビリティレポート 2022

(a) 2050年カーボンニュートラル実現

ニッスイは、2022年4月に公表した2030年長期ビジョン（Good Foods 2030）の中で、「2050年カーボンニュートラル実現」と「2030年度、CO₂排出量（Scope1・2）を2018年度比30%削減」を掲げ、CO₂排出量（Scope1・2）の削減を推進している。足許では、自然冷媒への転換やモーダルシフト、事業所における再生可能エネルギー利用拡大等を取り組んでいる。

【図 18】地域別 CO₂ 排出量



出典：統合報告書 2022

ニッスイグループは、代替フロンだけでなく自然冷媒（CO₂、NH₃等）の比率を高め、2030年度には特定フロンについては使用ゼロを目標としている。2020年度にはニッスイ姫路総合工場等6つの事業所に導入し、年間約1,400t-CO₂削減し、2021年度には、日水物流等3つの事業所に導入し、年間約1,900t-CO₂削減している。

【図 19】冷媒の脱フロン化による CO₂ 排出削減量

年度	導入件数	導入事業所の例	補助金の名称の例	自然冷媒の種類	CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)
2020年度	6件	ニッスイ姫路総合工場ほか	令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 「脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業」	CO ₂ /NH ₃	1,401
2021年度	3件	日水物流ほか	令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 「脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業」	CO ₂ /NH ₃	1,910

出典：サステナビリティレポート 2022

また、トラックによる輸送からフェリー等の内航船を活用し環境負荷を低減するモーダルシフトへの転換を推進している。2021年度には、パートナーである商船三井フェリー株式会社の子会社に貨物を輸送する RORO 船¹³ を利用した海上輸送に転換することにより、川崎～福岡間の陸送区間距離が約 1,100km から約 120km に短縮され、CO₂ 排出量を約 383 t-

¹³ RORO 船 (Roll-on/roll-off ship) : 車両を収納する車両甲板を持ち、貨物を積んだトラックやトレーラーの車両をそのまま運搬できる貨物用船舶。

CO₂ (従来比 71%) 削減している。また、ドライバーの運転時間については 87.4%の短縮となり、2021 年度の国土交通省より流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律「物流総合効率化法」に基づき、総合効率化計画として認定されている。

【図 20】 モーダルシフトによる CO₂ 排出削減量

区間	年度	モーダルシフトの乗船便数	CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)
関西～福岡間 460km	2015年度	949	461.2
	2016年度	896	435.5
	2017年度	1,188	577.4
	2018年度	1,564	760.1
	2019年度	1,586	770.8
	2020年度	1,586	770.8
	2021年度	1,590	1,831.5(注2)
川崎～福岡間 1,100km	2021年度	146	383.4 従来と比較し71%削減

出典：サステナビリティレポート 2022

その他、2021 年には、ニッスイの海外グループ会社であるフラットフィッシュ社 (英国) で、事業所から排出される CO₂ を削減するため、自社の電力サプライヤーを変更している。新しいサプライヤーから共有される電力は、すべて水力、太陽光、風力といった再生可能エネルギーによって発電されている。年間約 266t-CO₂ の削減効果があり、今後も再生可能エネルギー由来の電力使用拡大を推進していくとしている。

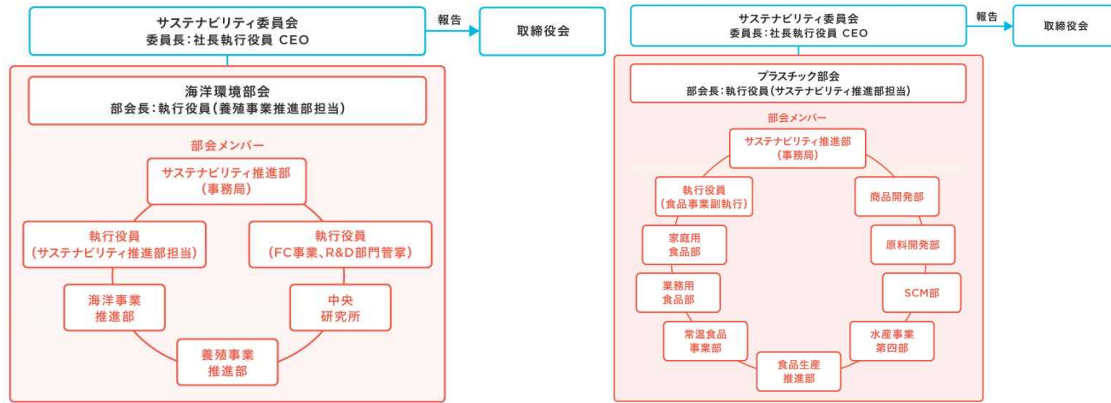
三井住友信託銀行は、CO₂ 排出量の削減率に加え、各種 CO₂ 排出量の削減に関する取組みについてもモニタリングしていく方針である。

...(b) プラスチック使用量の削減

ニッスイは、プラスチック等による地球規模での深刻な海洋汚染が進行していることや海洋生態系やヒトへの影響が懸念されていること、廃プラスチックの有効利用率が低迷し資源循環が機能しないこと等の社会的な課題を背景として、事業として取り組むべきことを検討するため 2019 年 2 月に海洋環境部会及びプラスチック部会を立ち上げ、部会長を執行役員とし、部会メンバーは関係各署の部長、課長で構成されている。また、2020 年 2 月に社会課題となっている海洋環境へのプラスチック流出問題に対して、同社グループの事業

を通じて取組むための指針として「プラスチック問題に対する基本方針」を策定し、容器包装での使用量削減、生産段階の排出量の削減、海洋汚染の防止の3つの観点で取組みを推進している。

【図 21】 推進体制/海洋環境部会及びプラスチック部会



出典：サステナビリティレポート 2022

【容器包装での使用量削減】

ニッスイは、プラスチック製容器包装の持つ商品保護や品質保持といった役割・機能を活かしつつ、可能な限り使用量削減を図るため、2020年に容器包装選定ガイドラインを策定し、ガイドラインに沿って策定した「容器包装選定チェックリスト」を商品開発フローに組み込んでいる。2021年度より、全ての商品を対象にプラスチック使用の見直しやパッケージサイズの縮小、トレーの薄肉化、紙や植物由来素材への置き換えを進めている。また、2021年より容器包装のプラスチック削減に関する新たな取組みとして、同社独自のエコマーク「みらいの海へ」の導入を開始している（エコマークごとに具体的な環境配慮の内容とマークを記載。2023年3月末時点：全7種）。環境に配慮した商品であることについて、顧客の理解をもらい、商品選択の際の参考にしてもらうため、2021年3月1日発売の家庭用食品・常温食品・業務用食品・水産品のうち、新商品28品及びリニューアル品21品の計49品で表示を開始させている。また、外部団体/CLOMA¹⁴への参画、協働、情報収集等を通じたプラスチックの使用量削減とリサイクル推進を実施している。

三井住友信託銀行は、容器包装におけるプラスチック使用量の削減量の他、プラスチック使用の見直しを実施した商品や同社独自のエコマーク「みらいの海へ」の導入状況についてもモニタリングしていく方針である。

¹⁴ CLOMA (Japan Clean Ocean Material Alliance) : 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、業種を超えた幅広い関係者の連携を強めイノベーションを加速するためのプラットフォーム

【図 22】 容器包装における「みらいの海へ」マークの表示例

Reduce 減らす	プラスチック削減 (フィルム、トレー等)		
	トレーレス		
Replace 置き換え	植物由来素材使用		
	再生素材使用		
	プラスチックから紙への変更		
Recycle リサイクル	アルミ蒸着レス		
その他 環境配慮 (プラスチック以外)	植物由来インキ		

出典：サステナビリティレポート 2022

【図 23】 ニッスイが販売する製品のプラスチック製容器包装の削減重量 (kg)

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
4,896	15,630	33,465	33,814

出典：統合報告書 2022

【生産段階の排出量の削減】

ニッスイは、2019年2月に「プラスチック部会」、2020年2月に「容器包装エコプロジェクト」を設置し、同社ブランドの全商品カテゴリにおける容器包装とグループの生産工場が発生する廃プラスチックを対象に、「3R+R」（リデュース・リユース・リサイクル・リニューアブル）を推進している。また、2022年2月にWWFジャパン¹⁵が提唱する「プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025」に参画し、プラスチックに関する諸問題の解決に取り組んでいる。同社は各生産工場の生産工程及び物流の各段階において、プラスチック排出量の削減とリサイクルの拡大に取り組んでいる。生産段階ではプラスチック排出物の内容を分析し、原材料サプライヤーとの協働等により、2030年度にはプラスチック排出量（原単位）を2017年度比30%削減（ニッスイ及び国内の連結子会社）することを目標に掲げ、取組みを推進している。

三井住友信託銀行は、プラスチック排出量の削減量と特に生産段階におけるプラスチック排出量削減に向けた取組み内容についてモニタリングしていく方針である。

【海洋汚染の防止】

ニッスイは、グループで使用する漁具の海洋流出防止への取組みを強化することで海洋プラスチック問題に取り組んでいる。漁具の管理を徹底することは漁具の海洋流出を防止するだけでなく、破損事故（操業ロス、養殖魚の逃亡等生態系への影響）と労災の削減に繋がるとして、グループ一体となって取組みを加速させている。また、2021年度より、GGGI¹⁶のBest Practice Framework for the Management of Fishing Gear（漁業関係者を対象とした漁具管理のガイドライン）を参考に、Prevention（防止）・Mitigation（緩和）・Remediation（回復）の項目に沿って漁具の海洋流出防止という観点で同社既存の漁具の管理ルール見直しを実施している。中長期的な目標としては、2024年度までに養殖用フロートの切り替え率100%を掲げ、グループ全体でより海洋流出リスクの低い漁具使用の検討を進め、事業を通して海洋プラスチック問題の改善に取り組んでいくとしている。

ニッスイは、山口県、株式会社丸久及びテラサイクルジャパン合同会社とともに、海洋プラスチックごみを活用した官民連携のアップサイクル¹⁷事業「ONE FOR OCEAN」に取組み、環境省「令和3年度ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」のモデル事業に採択されている。また、2018年度よりプラスチックの海洋流出問題の実態解明を目指す「アルバトロス」プロジェクトに取り組む株式会社ピリカへの協賛を行い、海の環境問題・プラスチック海洋流出問題への具体的なアプローチを実施している。

三井住友信託銀行は、養殖用フロートの切り替え率の他、アップサイクル事業への取組み等についてモニタリングしていく方針である。

¹⁵ WWF ジャパン（World Wide Fund for Nature Japan）：WWF は1961年にスイスで設立された100カ国以上で活動している環境保全団体。WWF ジャパンは同活動を日本で実施している組織。

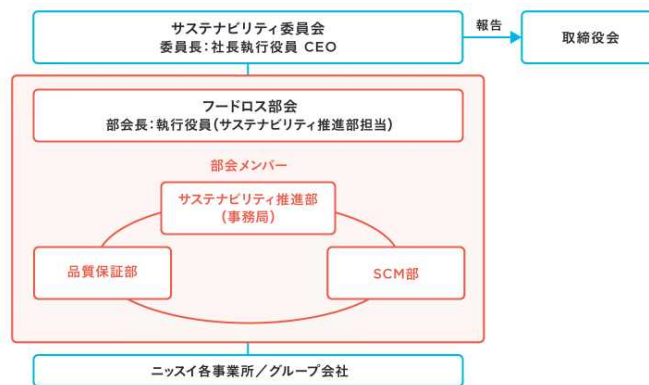
¹⁶ GGGI（Global Ghost Gear Initiative）：漁具の海洋流出防止に取り組む国際団体。

¹⁷ アップサイクル：廃棄物や不用品等捨てられるはずだったものを活かし、別の製品に生まれ変わらせること。

(c) フードロスの削減

ニッセイは、食品を取り扱う企業の責任としてマテリアリティのひとつにフードロス削減を掲げている。フードロス部会を中心に、国内事業所の生産・流通・消費段階におけるフードロス削減、従業員の意識向上、一般消費者を対象とした活動等、サプライチェーン全体を通じた取組みを推進し、2030年度目標として「動植物性残渣（原単位）を2017年度比30%削減（ニッセイ及び国内の連結子会社）」及び「製品廃棄量を2020年度比50%削減（ニッセイ単体）」を掲げている。

【図 24】 推進体制/フードロス部会



出典：サステナビリティレポート 2022

ニッセイは、フードロス削減のため賞味期限表示を見直す取組みを進めている。2019年7月製造分より、プライベートブランド品を除くすべての缶詰製品において賞味期限の年月表示化の開始や、おさかなのソーセージやねり製品の香味焼シリーズについて賞味期限を延長している。また、2008年度より支援の必要な人々に食料を提供するNPO法人セカンドハーベスト・ジャパンへ冷凍食品の寄贈を通じて、児童養護施設や母子支援施設等福祉施設への支援とともに、本来なら食べられる食品の廃棄削減につながる活動を継続的に実施している。加えて、同社は2019年12月に「10×20×30 食品廃棄物削減イニシアティブ」¹⁸ 日本プロジェクト、2021年には海外グループ会社であるフラットフィッシュ社（英国）がWRAP¹⁹ への参加を実施し、サプライチェーン全体でのフードロス削減をさらに推進している。

三井住友信託銀行は、動植物性残渣や製品廃棄量の削減量の他、賞味期限に関する表示や寄付活動等フードロス削減に向けた同社取組みについてモニタリングしていく方針である。

¹⁸ 10×20×30 食品廃棄物削減イニシアティブ：地球環境と開発に関する政策研究・技術開発を行うアメリカのシンクタンク World Resources Institute (WRI) の呼びかけのもと、サプライチェーン全体で食品廃棄物の半減を目指すイニシアティブ。「10×20×30」とは、世界の大手小売業等10社が、それぞれの20社のサプライヤーとともに、2030年までに主要サプライヤーの食品廃棄物の半減に取り組むということの意味。

¹⁹ WRAP (the Waste and Resources Action Programme)：2000年に英国で設立されたイニシアティブ。取組みの一つとしてフードロス削減のためのツールやガイダンスを提供している。

(4)多様な人財の活躍

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「5.ジェンダー平等」「8.経済成長と雇用」「10.不平等」
SDGs ターゲット	「5.5」「8.5」「10.2」
インパクトカテゴリー	
「雇用」「人格と人の安全保障」	
内容	
社会課題に取り組む多様な人財が活躍できる企業を目指す	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	個人と組織の成長のためのエンゲージメント
目標	2030 年度、従業員エンゲージメントスコアを 2021 年度比 20%向上
指標 (KPI)	従業員エンゲージメントスコア
対応方針 (b)	ダイバーシティ&インクルージョンの推進
目標	2030 年度、女性幹部職比率を 20%
指標 (KPI)	女性幹部職比率

ニッセイは、企業価値を向上させるために最も重要なのは「人財」で、同社のミッションに共感し、その実現にやりがいや働きがいを感じ主体的に業務に取り組むことで、従業員がその能力を十分に発揮することは、今後の持続的成長に不可欠と考え、「多様な人財の活躍」を推進している。

...(a) 個人と組織の成長のためのエンゲージメント

ニッセイは、2021 年度から「多様な人財の活躍」の状態を測定するために従業員エンゲージメントを実施し、調査結果を用いて会社への自発的貢献意欲の向上と組織風土や職場状況を改善する施策を推進している。初回となる 2021 年度の従業員エンゲージメントスコア²⁰は現在開示方法を検討中である。今後、毎年進捗を開示していく予定である。2024 年度には 2021 年度比 10%向上、2030 年度には同 20%向上の目標を掲げている。

2022 年度には、ニッセイ及びニッセイグループ会社を対象に、社長と従業員が対話する「One Table ミーティング」を開始し、対話を通じてリブランディングや変革への意志が明確に伝わるよう工夫しながら、ミッションや長期ビジョンの浸透に加え、中期経営計画に対する従業員の理解を深めている。また、上司との面談を通じてキャリア志向を確認し、その実現のためにできること、今後行っていくことを話し合う「キャリア面談制度」や入社 10

²⁰ 従業員エンゲージメントスコア：会社の理念や仕事内容、組織風土等の項目を中心に調査し、従業員の思い入れや貢献意欲、愛着心を測定し、会社と従業員の「信頼と貢献」を数値化したもの。個人の成長と組織の成長を同時に成し遂げているか確認するもの。

年間で育成のための異動を積極的に行う「育成ローテーション」、各部署で実施する「キャリア開発会議」等を通じて従業員のキャリア開発を推進している。

三井住友信託銀行は、従業員エンゲージメントスコアの他、従業員がやりがいや働きがいを感じられるような施策やキャリア開発等への取組みをモニタリングしていく方針である。

...(b) ダイバーシティ&インクルージョンの推進

2021年度におけるニッセイ単体の女性従業員比率は22.4%、同女性組織責任者（部署長・課長）比率は7.1%、同女性幹部職（役員を除く課長、課長職相当の職位、もしくは課長よりも上位職）比率は6.1%の実績である。

日本政府が目標として掲げる「指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合：課長相当職18%（2025年）」、日本全体の2019年実績である「管理的職業従事者に占める女性の割合14.8%」「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合：課長相当職11.4%」（「第5次男女共同参画基本計画(説明資料)」による）と比し、低位に推移している。

ニッセイは、多様な人財を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造に繋げている状態になることを目指している。また、“食“や”医薬品原料“を扱う企業として、女性活躍の推進を重要な課題として捉え、2016年度から3ヵ年ごとに女性社員が活躍できる雇用環境の整備を行うための行動計画を策定しており、2022年4月には2022年度から2024年度を計画期間とする第3期行動計画を公表し、行動計画の中には、定量目標や達成に向けた施策とその時期等が記載されている。また、これまで「女性育成ワーキンググループ（営業）部署長会の設置」や「課長職向け女性部下キャリア育成研修の実施」、「同業他社生産部門女性社員とのキャリアワークショップの開催」等様々な女性活躍を推進する施策を実施していることもあり、女性従業員・女性組織責任者・幹部職比率は拡大傾向で推移している。

【図 25】男女別役員、管理職の推移

		2019年度			2020年度			2021年度		
		合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
ニッセイ	役員	24	23	1	24	22	2	24	22	2
	管理職	358	333	25	357	332	25	356	330	26
	組織責任者	174	163	11	174	163	11	182	169	13

出典：サステナビリティレポート 2022

またニッセイは、女性活躍の推進の他に、仕事と育児の両立支援や障がい者雇用への取組み、シニア職員制度の拡充、外国籍従業員等様々な方針・施策のもとダイバーシティ&インクルージョンの推進を実施している。

三井住友信託銀行は、幹部職比率の他、女性社員が活躍できる雇用環境の整備を行うための行動計画に向けた取組み、女性活躍の推進以外のダイバーシティ&インクルージョンの推進への活動等についてもモニタリングしていく方針である。

3-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、【多様性・有効性・効率性・倍率性・追加性】が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びニッセイのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、ニッセイのバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。各KPIが示す4項目のインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクト領域に亘っている。

- (1) 健康課題の解決：「保健・衛生」に関するポジティブ・インパクト
- (2) 持続可能な調達：「人権」「資源効率と安全性」「生物多様性と生態系サービス」に関するネガティブ・インパクト
- (3) 気候変動への対応と海洋環境の保全：「気候」「資源効率・安全性」「廃棄物」「生物多様性と生態系サービス」に関するネガティブ・インパクト
- (4) 多様な人財の活躍：「雇用」「人格と人の安全保障」

インパクト項目	水産事業	食品事業	ファインケミカル事業	物流事業・その他
健康課題の解決	○	○	○	
持続可能な調達	○	○	○	○
気候変動への対応と海洋環境の保全	○	○	○	○
多様な人財の活躍	○	○	○	○

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、以下のインパクトが期待される。

<健康課題の解決>

「健康領域商品の売上高倍率」を向上させることにより、下流側の顧客の健康課題の改善に貢献することが期待できるほか、「商品の開発・生産」や上流側の「商品の研究」の段階で波及効果も期待できる。



<持続可能な調達>

「水産資源の持続可能な調達比率」「サプライヤーアセスメント比率」について100%という高い数字を維持することで、サプライチェーン上流側の水産資源における持続可能性（生物多様性等）の確保、サプライヤーの人権リスク低減といった効果が期待できるほか、ニッスイ従業員の人権リスク低減、品質向上といった波及効果も期待できる。

水産資源、サプライヤー
(人権、資源効率、生物多様性等)

<気候変動への対応と海洋環境の保全>

「CO₂排出量 (Scope1・2)」「生産段階におけるプラスチック排出量」「事業所のフードロス」等を削減することで、ニッスイの工場等での環境負荷の削減が期待できるほか、「容器包装におけるプラスチック排出量削減」や「国際イニシアティブやNPOを通じたフードロス削減の取組み」は下流側の顧客の環境負荷削減といった波及効果が期待できる。

工場等
(CO₂、廃棄物等)

フードロス
容器包装廃棄物
(廃棄物)

<多様な人財の活躍>

「従業員エンゲージメントスコア」「女性幹部職比率」を向上させることで、ニッスイ従業員が働きがいを感じて業務に取り組むことで、ニッスイ従業員の雇用が安定化するとともに、ニッスイの職場の安全が確保されることが期待される。ニッスイの多様な人財が活躍することで、フェアな商取引等を通じた取引先の人権リスク低減、下流側の顧客へのサービス向上といった波及効果も期待できる。

従業員
(雇用、安全、
ジェンダー平等)

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

ニッスイは、水産事業・食品事業・ファインケミカル事業を主な事業セグメントとし、世界28ヶ国にグループ会社88社を構え、水産資源をコアとするグローバルなバリューチェーンを通じた“食”を提供する総合食品企業である。

ニッスイは特に水産事業においては世界トップクラスのシェアを有している。また、同グループの水産物の取扱量は、世界の漁業・養殖水産物生産量（2億1,371万トン）の約1.3%相当を占めており、マーケットに対する影響力は相対的に大きい。

従って、ニッスイの取組みは、大きなインパクトをもたらすことが期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

ニッスイは2016年にサステナビリティに関するマテリアリティを特定している。マテリアリティの特定にあたっては、社会の期待、お客様の重要課題、競合の重要課題から社会課題を選択し、ステークホルダー（お客様、従業員、NPO/NGO、株主）へのアンケート、経営陣のワークショップ、有識者ダイアログ、取締役会の審議を経て、マテリアリティを特定している。

本PI評価の各KPIが示すインパクトは、ニッスイの特定したマテリアリティに係るものであり、中期経営計画「Good Foods Recipe1」にも整合している。従って、本PI評価に基づくファイナンスの後押しによってインパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各KPIが示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

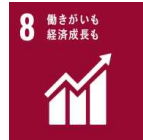
(1) 「健康課題の解決」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

(2) 「持続可能な調達」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 8 : 働きがいも 経済成長も

ターゲット 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。



目標 12 : つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。



目標 14 : 海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

ターゲット 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

ターゲット 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。



目標 17 : パートナリープで目標を達成しよう

ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

(3) 「気候変動への対応と海洋環境の保全」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 12 : つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

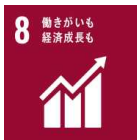
ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

(4) 「多様な人財の活躍」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8 : 働きがいも 経済成長も

ターゲット 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。



目標 10 : 人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、ニッセイの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを継続的にモニタリングする。なお、各 KPI に係る目標については、本 PI 評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。

ニッセイは、統合報告書・サステナビリティレポート・ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報を開示している。三井住友信託銀行は、それらの開示情報やその他の各種公開情報を確認することにより、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、ニッセイから状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、本 PI 評価の実施にあたり、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することをニッセイに要請している。ニッセイは、本 PI 評価の有効期間中、各インパクトに関して、目標達成に向けた取組みを継続していくとしており、三井住友信託銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングを行い、その結果について同行のグループホームページに開示していく。

なお、モニタリングの結果、ニッセイのサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（同社のサステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、重要な M&A 等の発生、異常気象の発生や規制の追加等外部環境の重大な変化等）が認められ、本 PI 評価で特定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは当該インパクトに係る目標・KPI に変更が生じた場合、三井住友信託銀行は本 PI 評価の内容について更新を行う。

また、本 PI 評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行のグループホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じて自らの判断においてニッセイと直接エンゲージメントを行うこととなっている。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 2~4 より、本 PI 評価において、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにニッセイに対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本 PI 評価は、三井住友信託銀行がニッセイのポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本 PI 評価に基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本 PI 評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、ニッセイの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、投融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な投融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>

<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCRは【2022年8月】改定の同行社内規程を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本 PI 評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、ニッセイは KPI として列挙された事項につき、統合報告書・サステナビリティレポート・ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三井住友信託銀行は、本 PI 評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトを PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

V. 結論

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

（担当）梶原敦子・佐藤大介

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル